附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の項を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	第十三条第一項の規定による帳簿の備付け
	第十三条第三項の規定による帳簿の保存
	第十四条第三項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）から第五項までの規定による書面の保存
	第九十八条の二第三項（第九十八条の三及び第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
	第九十八条の二第四項第五号（第九十八条の三及び第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告
	第九十八条の二第五項第二号（第九十八条の三において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第九十八条の二第六項（第九十八条の三及び第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
	第九十八条の二第七項（第九十八条の三及び第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第九十八条の六第三項（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
	第九十八条の六第四項第五号（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告
	第九十八条の六第五項第二号（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第九十八条の六第六項（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
	第九十八条の六第七項（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第百四条の規定による記録、書類等の保存
	第百七条の規定による帳簿の備付け及び保存
	第百十四条の五十四第十二号チ(2)の規定による書面の保存
	第百十四条の六十一第三項（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十一第四項第五号（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告
	第百十四条の六十一第五項第二号（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第百十四条の六十一第六項（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十一第七項（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第百十四条の六十三第三項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十三第四項第五号の規定による記録の保存及び報告
	第百十四条の六十三第五項第二号の規定による文書の保存
	第百十四条の六十三第六項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十三第七項の規定による文書の保存
	第百十四条の七十の規定による記録、書類等の保存
	第百十四条の七十三の規定による帳簿の備付け及び保存
	第百十四条の七十四の規定による記録、書類等の保存
	第百十四条の七十七の規定による帳簿の備付け及び保存
	第百十四条の六十一第四項第五号（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告
	第百十四条の六十一第六項（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第百十四条の六十一第三項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十一第四項第五号の規定による記録の保存及び報告
	第百十四条の六十一第五項第二号の規定による文書の保存
	第百十四条の六十一第六項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十一第七項の規定による文書の保存
	第百十四条の六十三第三項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十三第四項第五号の規定による記録の保存及び報告
	第百十四条の六十三第五項第二号の規定による文書の保存
	第百十四条の六十三第六項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十三第七項の規定による文書の保存
	第百十四条の七十の規定による記録、書類等の保存
	第百十四条の七十三の規定による帳簿の備付け及び保存
	第百十四条の七十四の規定による記録、書類等の保存
	第百十四条の七十七の規定による帳簿の備付け及び保存
	第百十四条の六十一第四項第五号（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告
	第百十四条の六十一第六項（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第百十四条の六十一第三項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十一第四項第五号の規定による記録の保存及び報告
	第百十四条の六十一第五項第二号の規定による文書の保存
	第百十四条の六十一第六項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十一第七項の規定による文書の保存
	第百十四条の六十三第三項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十三第四項第五号の規定による記録の保存及び報告
	第百十四条の六十三第五項第二号の規定による文書の保存
	第百十四条の六十三第六項の規定による契約書の保存
	第百十四条の六十三第七項の規定による文書の保存
	第百十四条の七十の規定による記録、書類等の保存
	第百十四条の七十三の規定による帳簿の備付け及び保存
	第百十四条の七十四の規定による記録、書類等の保存
	第百十四条の七十七の規定による帳簿の備付け及び保存
	第百四十五条第一項の規定による帳簿の備付け
	第百四十五条第三項の規定による帳簿の保存
	第百四十六条第三項から第五項までの規定による書面の保存